

平成30年度地域づくり海外調査研究事業調査報告書

ミュンヘンにおけるスポーツ振興施策と
総合型地域スポーツクラブについて

調査地：ドイツ バイエルン州ミュンヘン

視察先1 ミュンヘン市教育・文化局スポーツ課

視察先2 ESV.Munich

調査日：平成30年10月23日

平成30年12月

一般財団法人 地域活性化センター

総務企画部 移住・交流推進課 松元 聖哉

目次

1. はじめに	P1
2. 日本におけるスポーツ振興施策について	P1
3. 鹿児島県霧島市における市民のスポーツ活動の現況	P2
4. 調査地の選定	P3
5. 総合型地域スポーツクラブとは	P3
6. 調査内容	
(1) ミュンヘン市教育・文化局スポーツ課	P4
(2) ESV. Munich	P8
7. まとめ	P10
8. おわりに	P11

1. はじめに

総務省統計局が実施した「平成28年社会生活基本調査」によると、我が国のスポーツ行動者数¹は平成28年で7797万7千人となっており、10歳以上の全人口に占める行動者率は68.8%で、およそ3人に2人が何らかのスポーツ活動を行っていることになる。平成18年の同調査ではスポーツ行動者数7423万6千人、行動者率は65.3%であったため、行動者数は374万1千人、行動者率は3.5ポイントの増加となっている。このことから、この10年間で国民のスポーツへの関心は高まっていることがわかる。筆者の出向元の鹿児島県霧島市も例外ではなく、平成24年に市が実施した「平成24年度市民意識調査」によると、何らかのスポーツ活動を週1回以上行った市民の割合は32.1%であったが、平成29年の同調査では38.8%であることから、この5年間で市民の健康志向やスポーツへの関心は拡大していることがわかる。また、2020年の国民体育大会の開催も追い風となり、今後もその傾向は続くものと思われる。

他方、私たちの生活に目を向けてみると、科学技術の高度化や情報化等の進展により、これまでの生活とは比べ物にならないほど便利で快適なものとなった一方で、人間関係の希薄化により地域コミュニティが脆弱化しているという問題が起きている。

こうした状況のなか、平成23年に施行された「スポーツ基本法」の前文において「スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである」と記されているように、競技力の向上や体力向上、青少年の健全育成のみならず、地域コミュニティの活性化や地域経済への貢献などといった社会的役割も期待されている。

2. 日本におけるスポーツ振興施策について

まずは日本国内におけるスポーツ振興施策の歴史について整理する。ふだん何気なく口にして「スポーツ」という言葉であるが、我が国のスポーツ振興施策の歴史を紐解いてみると昭和36年に制定された「スポーツ振興法」に端を発したことがわかる。同法は第1条で「この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする」と記され、日本におけるスポーツ振興の基本法として、スポーツ振興に関する施策の基本を規定するほか、スポーツの定義、国や地方公共団体における計画の策定、指導者の充実や施設の整備などのスポーツの振興のための措置、国の補助など全23条で構成されている。同法の下、スポーツは国民の身近なものとして発展し、心身の健全な発達や明るく豊かな国民生活の形成に大きく寄与してきた。その後、人々の生活に根付いてきたスポーツ文化やスポーツ

¹ 過去一年以内に1度でもスポーツを行った人の数

に対する関心は昭和39年の東京オリンピックや昭和47年の札幌オリンピック、平成10年の長野オリンピック、平成14年のFIFAワールドカップ日韓大会の開催を契機に更なる高まりをみせた。

しかし、「スポーツ振興法」の制定から40年を経過するなかで、スポーツ活動の発展、スポーツ人口の増加、アマチュアとプロの関係の変化、国際化の進展、ドーピングやスポーツ紛争といったスポーツを取り巻く社会状況の変化やスポーツの果たす役割の複雑化から生じた課題に同法では対応しきれなくなった。そうしたなか、平成19年頃から国のスポーツ振興策のあり方についての議論が各方面でなされるようになり、「スポーツ振興法」制定から半世紀が経過した平成23年6月、第177回国会において「スポーツ基本法」が全会一致で成立し、同月公布された。「スポーツは、世界共通の人類の文化である」との書き出しで始まる前文では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と、また、第2条では「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」と記されており、全ての人にスポーツをする権利、スポーツを楽しむ権利があることが明確にされた。また、「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出」を目指す同法の理念の実現に向け、スポーツに関連する施策を総合的に推進するため、平成27年10月、文部科学省の外局としてスポーツ庁が創設され、今日までスポーツ振興にかかわる様々な施策を展開している。

3. 鹿児島県霧島市における市民のスポーツ活動の現況

スポーツ基本法第6条には「国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない」と明記されているが、果たして、国、地方公共団体は、スポーツ活動の主体である国民や住民に対し満足いく環境を提供できているだろうか。

図1は、鹿児島県霧島市が行った平成29年度市民意識調査における「日頃から何らかの運動・スポーツを行っているかについて」の回答結果である。「ほぼ毎日行っている」、「週に3～5回程度行っている」、「週に1～2回程度行っている」または「月に1～3回程度行っている」のいずれかに回答した人は全体の48.8%で、およそ半数の市民が月に1回以上は何らかのスポーツ活動を行っているという結果となっている。

図2は、同調査における「霧島市に運動・スポーツを行いやすい環境が整っていると思うかについて」の回答結果であ

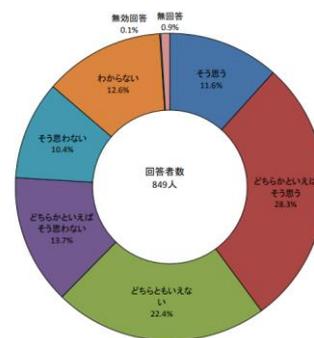


▲図1：平成29年度市民意識調査

「日頃から何らかの運動・スポーツを行っているかについて」の回答結果（霧島市HPより）

る。「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した人は全体の39.9%である一方、「どちらともいえない」、「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と回答した人は46.5%となっている。全体のおよそ半数が「どちらともいえない」、「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と回答していることから、霧島市では市民に対して満足いく環境を提供できているとは言えないであろう。

スポーツ活動を行えない理由については個々人の状況や環境によって様々であると思うが、行政や関係団体等が市民に対し満足にスポーツ活動を行える環境を提供することが出来れば、市民のスポーツ行動者数の更なる増加が見込まれる。さらに、市民のスポーツ行動者数が増加することにより、人口減少社会における地域コミュニティの活性化、超高齢社会における健康寿命の延伸、医療・介護費の抑制が期待できるであろう。



▲図2：平成29年度市民意識調査

「霧島市に運動・スポーツを行いやすい環境が整っていると思うかについて」の回答結果(霧島市HPより)

4. 調査地の選定

調査地は、行政が住民に対しスポーツを「させる」仕組みではなく、住民が自発的にスポーツを「する」仕組みを構築しているとされる、世界有数のスポーツ大国ドイツ連邦共和国(以下「ドイツ」という。)とした。ドイツの面積は約35万7,000km²(日本の約94%)、人口は8,279万人(日本の約65%)であり、1989年にベルリンの壁が崩壊し、資本主義国の西ドイツが社会主義国の東ドイツを編入する形で1990年10月3日に統一が行われた国である。2006年にはFIFAワールドカップが開催され、また、2020年のUEFA EURO 2020(サッカー欧州選手権)開催を控え、国民のスポーツに対する関心はますます高まっている。

今回は、ミュンヘン市におけるスポーツ振興施策及び住民が自発的にスポーツを行うことのできる総合型地域スポーツクラブの取組について調査することとした。

5. 総合型地域スポーツクラブとは

総合型地域スポーツクラブとは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブである。地域住民はクラブに対し会費を支払うことで会員としての資格を得、クラブが提供するスポーツ教室や健康相談、会員間の交流を図るイベント等へ参加するこ

とができる仕組みとなっている。我が国における総合型地域スポーツクラブの構想は、平成6年にスポーツ議員連盟プロジェクトチームが発表した「スポーツ振興政策（スポーツの構造改革―生活に潤い、メダルに挑戦―）」において、誰もが参加できるスポーツクラブを、中学校区程度を単位として全国1万ヵ所程度に設置する旨が盛り込まれたことから、翌平成7年に文部省（現「文部科学省」）が「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」をスタートさせたことから本格的に始まった。国において設立の根拠となる法令は定められていないが、設立にあたっては、平成13年に文部科学省により策定された「総合型地域スポーツクラブ育成マニュアル」を参考に、規約の設定やクラブの理念や目的の明確化といったクラブの基本的な枠組みについて地域のスポーツ団体や学校、地域住民等からなる設立準備委員会において決定することとされている。モデル事業として始まった総合型地域スポーツクラブであったが、国民のスポーツに対する機運の高まりや、文部科学省による「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる「総合型地域スポーツクラブ活動助成」といった財政面での支援もあり、平成29年7月には、創設準備中を含め3,580クラブ、全市区町村のうち80.8%の市区町村にクラブが設立され、それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手や地域コミュニティの核としての役割を果たしている。

文部科学省が策定している「スポーツ振興計画」では「総合型地域スポーツクラブの質的充実」がスポーツ政策の基本方針として記されており、住民が種目・世代・志向を越えて自発的にスポーツを行える仕組みとして、今後の我が国のスポーツ振興において重要な役割を期待されている。

6. 調査内容

(1) ミュンヘン市教育・文化局スポーツ課

ミュンヘン市は人口約140万人を有するドイツ第三の都市である。市北部には世界有数の自動車メーカーBMWの本社があり、ポルシェ、メルセデス・ベンツのシュトゥットガルトやフォルクスワーゲンのヴォルフスブルクとともに自動車王国ドイツを牽引している。また、約600万人の来訪者を数える世界最大規模のビールの祭典「オクトーバーフェスト」の開催地であるほか、国内有数のスポーツ先進都市として、1972年の夏季オリンピックや1974年及び2006年のサッカーワールドカップの開催地にも選ばれるなどドイツ国内のみならず世界中にその名を知られている。

今回の調査ではミュンヘン市教育・文化局スポーツ課のミハエル・アスペク氏より、市のスポーツ振興施策や総合型地域スポーツクラブの概況について話を聞いた。

①総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）への支援

ミュンヘン市のスポーツ政策を司る同課は、2008年に公布された「ミュンヘン市スポーツ推進要綱」を基本として、主に10のスポーツ振興施策を展開し、年齢・性別・障害の有無に関わらず全ての住民が自発的にスポーツを行える環境を整えている。その代表的なものがクラブへの支援である。以下その概要を述べる。

ミュンヘン市内には、2018年現在711のクラブがあり、会員数は585,097人を数える。2008年はクラブ数613で会員数449,649人であり、10年間でクラブ数は15%、会員数は30%増加している。全市民のおよそ39%がクラブに加入しており、ベルリンやハンブルクといった他の都市に比べ7~8ポイントほど高い水準となっている。会員の特徴としては、20歳以下の若年者が占める割合が25%と高いことである。性別では57%が男性、43%が女性となっている。クラブの規模は大小様々であるが、会員数2,000人以上の大規模なクラブが17もあることが特徴である。大規模なクラブの強みとしては、会員に対し多くのスポーツプログラムを提供できるとともに、優秀なトレーナーや指導者を確保しやすいことから、より良質のプログラムを提供できるということが挙げられる。行政としては、緊縮財政のなか全てのクラブを一律に支援することは不可能であり、効率的にスポーツ政策を展開するという観点から、小規模のクラブより中~大規模のクラブを重点的に支援していく方針であるとアスペク氏は語る。

続いて、それぞれのクラブが会員に対しどのような種目を提供しているか見てみる。図3は、種目別にクラブの加入会員数を示したものである。会員が一番多いのは体操・ジム・フィットネスで身体の機能性を高めることを目的としたプログラムを提供しているクラブであり、高齢者の介護予防のための運動もこれに含まれる。続いて多いのが登山で、およそ42,000人が登山のプログラムを提供するクラブの会員となっている。これは、ミュンヘンには標高2,962mで国内最高峰のツークシュピッツェが存在していることに起因している。続いて、サッカー、テニス、水泳の順となっている。また、近年は剣道や柔道、居合道などの日本発祥の武道のプログラムを提供するクラブも増えてきているとのことであった。

プログラム	会員数
体操・ジム・フィットネス	192,073人
登山	41,897人
サッカー	35,454人
テニス	12,573人
水泳	10,424人
陸上	7,089人
スキー	6,844人
バレーボール	5,214人

▲図3：各プログラムを提供しているクラブの会員数

次に、行政がクラブに対して行っている支援策について述べる。アスペク氏によると、各クラブの理念や方針、特色は様々な

ため、行政のクラブに対する支援は財政支援に限定することで、クラブの主体的な取組を阻害しないようにしているとのことであった。いくつかの支援制度のうち、代表的なもの

を以下に挙げる。

一つ目の支援制度は、規模に関わらず全てのクラブが助成対象となる制度で、各クラブの会員の属性（年齢・性別等）に基づいて算出した点数に応じて助成金額を決定するものである。この点数は壮年層や高齢層が多いクラブより若年層が多いクラブの方が点数は高くなり、さらに若年女性が多い場合は得点が加算される。行政としては、若年層、そのなかでも特に女性の加入促進を狙いとしていることからこのような仕組みをとっている。というのも、女性は結婚や妊娠、出産を機にスポーツをする機会が減ってしまうことが多く、10年前のクラブの会員に占める女性の割合は40%ほどであったようだ。しかしながら、若年女性の会員が多いクラブに対し財政面において手厚い支援をするようになったことで、クラブ側に女性会員の加入促進に対する機運が高まり、その結果、現在のクラブの会員に占める女性の割合は43%まで上昇しているとのことであった。徐々にではあるが、女性がスポーツを行いやすい環境が整ってきているといえよう。ミュンヘンにある全711クラブに対し、年間300万€（日本円にして約3億9,000万円）助成されており、クラブ側はスポーツ用品の購入費やスタッフの人件費、事務用品費などといったクラブの運営のために経常的に掛かる経費をこの助成金によってまかなっている。

二つ目の支援制度は、自らスポーツ施設やコートを所有しているクラブを対象とするものである。ミュンヘンにある全711クラブのうち135のクラブがこの支援を受けており、所有する施設数や規模によって助成金の額は大きく異なる。135のクラブに対し、年間300万€（日本円にして約3億9,000万円）が助成されており、クラブ側は施設の修繕費や清掃費、光熱水費などといった施設の維持管理に掛かる経費をこの助成金によってまかなっている。

三つ目の支援制度は、クラブが新たにスポーツ施設を建築する際に必要な支出に対して助成をするものである。規模や設備にもよるが、一般的な多目的に利用できる体育館を建築する場合500万€～1,000万€（日本円にして約6億5,000万円～13億円）と多額の資金が必要となるが、総額1,500万€（日本円にして約19億5,000万円）が助成されており、規模拡大を図るクラブにとっては有用な制度となっている。

これらのほかにも、クラブの宣伝広告費や施設整備の際の土地取得費に対し、総額1,700万€（日本円にして約22億1,000万円）の助成も行なっており、財政面での支援がかなり手厚いことがわかる。図4はミュンヘン市におけるスポーツ政策関連予算の内訳を表したものである。ミュンヘン市ではスポーツ政策関連予算額のおよそ6割をクラブへの助成に充てていることになる。つまり、クラ

予算項目	予算額
クラブへの助成金	37,794,000€
市営スポーツ施設の維持管理に要する経費	25,466,000€
スポーツのイベントの開催や広報活動に要する経費	1,650,000€
トップアスリートへの助成金	950,000€
合計	65,860,000€

▲図4：ミュンヘン市のスポーツ政策関連予算額の内訳

ブの育成をスポーツ政策の重点事業に掲げており、さらにはクラブの育成こそが、住民が自発的にスポーツに親しむ機会の創出には必要不可欠と捉えているということであろう。他都市ではスポーツイベントの開催経費やトップアスリートへの助成に重点を置いているが、ミュンヘン市ではスポーツの主体はあくまでも地域住民と位置付け、住民が好きな時間にスポーツができる環境づくりに積極的に投資していることが分かる。

②そのほかのスポーツ推進施策について

次に、市が取り組むスポーツを通じた社会課題への対応について述べる。市は、スポーツの可能性として、運動機能の向上や健康の維持はもちろんのこと、国籍・人種・年齢・性別を超えて様々な人々をひとつにすることができるものと考えている。現在、世界中で社会問題にもなっている「移民問題」は、高齢化と労働人口の減少に直面しているドイツでも例外ではなく、国内の生産年齢人口に占める移民の割合は30%に迫るとも言われており、年々増加傾向にある。労働力の確保という点では大きなメリットはあるが、一方で、移民がつくるコミュニティや文化・宗教的な違いが社会との軋轢を生み、地域の治安悪化につながってしまうといった懸念もある。そうしたなか、行政では、従来からの住民はもちろん新たに市内に住むことになった移民にもスポーツに取り組みやすい環境を提供することで、文化の違いによる住民間でのトラブルや治安に対する懸念を克服しようと考えている。その方法としてミュンヘン市は、年間を通じてスポーツフェスティバルを開催し、移民を含む全ての住民がクラブ以外でもスポーツを行える環境を整えている。一人でも多くの人にスポーツを体験してもらい、スポーツを通じて住民同士の交流を図ることを最大の目的として、2011年から様々なテーマを設け年間5回のフェスティバルを開催しており、最近のフェスティバルは市内外から6万人もの観客が会場を訪れるミュンヘンを代表するイベントの一つとなっている。



▲写真 1,2 : ミュンヘンスポーツフェスティバルの様子

アスベク氏によると、「移民の方々も毎回数多く足を運んでいただいている。スポーツを通じてドイツ社会へ溶け込む非常に良い機会となっており、参加者の満足度は非常に高い」とのことである。スポーツは、年齢や性別、国籍や言語、文化、宗教が違う者同士でも共通のルールで参加することができ、現代の社会が抱える多くの課題の解決に向け有効に活用できるツールであると感じた。

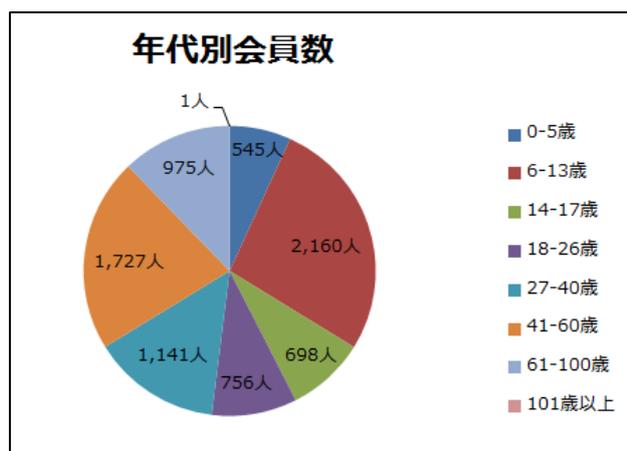


▲写真3：お話を伺った、ミハエル・アスベク氏

(2) ESV. Munich (総合型地域スポーツクラブ)

ESV. Munich (以下「ESV」という。)は、今年で設立95年目を迎えるミュンヘンを代表する歴史あるクラブである。ESVとは「鉄道」を意味し、元々は鉄道会社で働く社員に対し、スポーツに触れる機会を提供したいという経営者の思いから1924年に設立された。現在では、会員数8,000人を数える巨大クラブとして、住民の健康維持や住民の心の拠り所として無くてはならない存在となっている。こちらでは、クラブの概要や経営方針、施設の整備状況等について、クラブの経営責任者であるピア・クラスケ氏より話を伺った。

ESVはミュンヘン市街地から車でおよそ30分の閑静な住宅街に位置しており、市中心部からのアクセスに恵まれていることから、近隣住民はもとより、遠方から通う会員もいるとのことである。図5はESVにおける年代別の会員数をまとめたものである。一番多い年代は6歳から13歳までのカテゴリで会員全体の26%を占めているが、そのほかの年代には大きな偏りはなく、なかには三世代揃って会員になっている例もあるとのことである。



▲図5：ESV.Munichの年代別会員数

ミュンヘン市内の他のクラブでは、若年層や高齢者など特定の年代をメインターゲットに据えることが多いとのことだが、ESVでは「すべての人の関心・需要に沿った、赤ちゃんから100歳まで様々な方に愛されるクラブづくり」という経営方針のもと、妊婦向けや赤ちゃん向けのプログラム、青少年向けや高齢者向けのプログラムなど、どの年代・志向の会員のニーズにも応えることができるクラブ運営を行っており、その結果が年代別会



▲写真4：ESV.Munichでのヒアリング風景

員数にも表れている。クラブの運営面を担うスタッフは、主にクラブの事務を行う職員が50人、会員に対しスポーツ指導を行う指導者は220人おり、そのほか、本業の仕事の合間にボランティアで指導してくれるスタッフも多い。ボランティアと聞くと指導の質の部分で不安を感じる会員もいると思うが、大多数が指導者資格を取得しており、一定以上の指導レベルは担保されている。ボランティアの方は本業での収入に対し年間2,400€を上限として所得控除が受けられるように、行政による税制面での優遇措置があるが、この優遇措置のおかげもあり、モチベーションを維持しながら指導に携わることができている。クラブの主な財源は、①会員からの会費収入②国・自治体からの助成金③その他（寄付金、併設するレストランの家賃収入等）で構成されており、このほか新たに施設を建築する際は、前述のとおり自治体から助成を受けることが可能である。会費については、一人当たり月額15€の基本料金と、参加する種目数に応じて1種目につき6€ずつ課金するシステムとなっている。支出面の特徴としては、会員によりよい環境を提供するため、施設を積極的に整備していることである。例えば、サッカーコートが3面、テニスコートが8面、多目的体育館1棟が既に整備されているほか、ビーチバレー専用コートや新しい体育館も建設中であり、会員は非常に恵まれた環境でスポーツを行うことができる。スポーツ施設もさることながら、談話室やレストラン、サウナルーム等の付帯施設も充実しており、クラブを単にスポーツをするためだけの施設とせず、会員間での交流の場や家族や友人で訪れた際にそこで一日過ごすことができるような空間として提供している。我々が訪れた際も、会員の方々が交流をしている場面をみることができ、まさにクラブが目指す「住民の皆様の心のふるさとに」というポリシーにふさわしい場面を垣間見ることができた。ときには80代の方がピアノを弾き、音楽に合わせて子どもたちがダンスを踊る何とも微笑ましい光景が広がることもあるという。



▲写真 5.6：施設の配置図と体育施設

このような会員間の交流をきっかけとして、子どもからお年寄りまで住民同士が一体となり、世代をも超えたコミュニティが形成されるようになった。住民にとってのクラブは、スポーツをする場としてはもちろんのこと、地域コミュニティの活性化のために欠かせない存在として定着していると感じた。

さらにESVは、青少年の健全育成という社会的な役割も果たしている。ミュンヘンはドイツの都市の中でも生計費が高く、一般家庭の多くは共働き世帯である。しかしながら、小学校は13時には終業してしまうため、子どもたちは両親の仕事が終わるまで家で留守番をしなければならない。クラブはその現状を危惧し、家庭に代わって子どもが過ごせる空間としての機能を提供しようと、平日の日中に子どもを対象にした体操のプログラムや、講師を雇用することで学習塾としての機能を安価で提供している。他のクラブで同様のプログラムを提供している例は無く、安心して子どもの面倒をみてもらえることから非常に好評なプログラムとなっているようだ。共働き世帯の増加や高齢化等、ミュンヘンが抱える社会的な課題に対して、クラブとしてどのように貢献できるかを常に念頭に置いていることがうかがえる。

最後にピア・クラスケ氏は、「『地域貢献』を最大のテーマとしているクラブとして、今後、ただ単に運動能力を向上させるだけでなく、多くの方に様々なスポーツに触れてもらえる環境を整えていきたい。また、クラブとして健全な青少年の育成にも貢献していくことはもちろんのこと、住民がいつでも好きな時に集える『心のふるさと』になれるように取り組んでいきたい」と語ってくれた。

7. まとめ

今回の調査を通じ、ミュンヘンにおけるスポーツ文化は住民の心に深く根付いており、これを契機とした地域コミュニティ形成の核としてクラブが存在していると感じた。この背景としては、行政の戦略的な政策形成やクラブの職員間で理念の共有が徹底されていること、各団体が各々の役割を認識し、それに対し真摯に取り組んでいく雰囲気は確立されていることがあげられる。ミュンヘン市では、財政の健全化に取り組む多くの自治体と同様、全てのクラブを平等に支援してはスポーツの推進が効率的に行えず、他都市との差別化が図れないという判断のもと、小規模なクラブより中規模から大規模なクラブに、より手厚い支援を行うように舵を切ることを決断した。この決断をするにあたって、クラブや住民の合意形成は決して簡単なことではなかったであろう。今後、日本の多くの自治体が迎える人口減少・少子高齢社会やそれに伴う税収、地方公務員の定数の減少といった状況下で、スポーツ政策のみならずあらゆる場面で、行政側の決断が必要になる。決断することは非常に重要であるが、さらに重要なのはその決断に伴うデメリットやリスクにいかに対応できるかということであると感じた。今回訪問したESVでも施設整備を積極的に行う決断を下した。この決断により、多くの世代・志向の方々にも満足されるクラブづくりを実現し、また、クラブが単にスポーツを行う場としてでなく、会員間での交流の場や家族や友人で訪れた時にそこで一日過ごすことができるような空間を提供することにも成功している。その要因はひとつではないが、ESVでは「すべての人の関心・需要に沿った、

赤ちゃんから100歳まで様々な方に愛されるクラブづくり」という理念が経営陣から現場の指導者まで徹底して共有されているということが非常に大きかったと言えよう。

第5章でも述べたよう、スポーツを取り巻く環境が変化していくなかで、総合型地域スポーツクラブは地域コミュニティの核として重要な役割を期待されている。人口減少・少子高齢化問題に直面している霧島市にとって、総合型地域スポーツクラブの質的な充実を図ることは、2020年に国民体育大会開催を控え盛り上がりを見せる中で、スポーツ意識の醸成、スポーツ環境の提供のみならず、住民の心の拠り所としての機能を果たし、昨今の脆弱化した地域コミュニティの再生に対する非常に有効な手段であると認識することができた。

今回の調査で学んだ内容をもとに、住民一人ひとりがスポーツ活動の必要性を認識し、自発的にスポーツを行える環境を整備する仕組みとして「わくわく健幸(けんこう)ポイント制度」を提唱する。具体的には、市内の総合型地域スポーツクラブや公営のスポーツクラブが提供する体操プログラムやスポーツ講座、各地区で開催されている運動会等に参加することでポイントが付与され、貯まったポイントに応じて介護保険料の減免や、商店街や物産館で使用できるクーポンの交付が受けられる仕組みである。ポイントの管理はスマートフォンのアプリを活用し、スポーツ活動の状況によってアプリ内のキャラクターの見た目や身体能力が成長するコンテンツを用意することで、ユーザーは飽きることなくスポーツを継続することができる。アプリの開発・維持費等でコストは掛かるが、長期的に見れば医療・介護費の抑制や地域内の経済循環の促進に期待できるだけでなく、地域コミュニティの再生の一助となると考える。この仕組みを実現するには、行政だけでなく、総合型地域スポーツクラブや商工会議所、そして何より地域住民を巻き込み、「オール霧島」で取組を進めることが最重要であろう。

8. おわりに

今回の地域づくり海外調査研究事業にあたり、事前調査にご協力をいただきました笹川スポーツ財団、視察にご協力いただいたミュンヘン市教育・文化局スポーツ課のミハエル・アスペク氏、ESV. Munichのピア・クラスケ氏、そして、今回の視察の機会を与えて下さった一般財団法人地域活性化センター、霧島市役所の皆様にこの場を借りて深く感謝申し上げます。

【参考文献・資料】

- 総務省統計局ホームページ『平成28年社会生活基本調査』
<<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2016/index.html>>
- 鹿児島県霧島市ホームページ『平成29年度市民意識調査』

<<https://www.city-kirishima.jp/hisyokouhou/shise/gyosekaikaku/gyosehyoka/chosakekka/index.html>>

○文部科学省『スポーツ基本計画』

<http://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/a_menu/sports/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1383656_002.pdf>

○国立国会図書館文教技術課『スポーツ政策の現状と課題－「スポーツ基本法の成立をめぐって」－』

<<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/pdf/0722.pdf>>

○清水 諭『日本のスポーツ、これまでとこれから－日本体育協会・日本オリンピック委員会100周年の節目に－』

<https://www.salon2002.net/src/pdf/monthly_report/2012/2012-1.pdf>

○公益財団法人日本体育協会『総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013～地域住民が主体的に参画するスポーツ環境の構築を目指して～』

<https://www.japan-sports.or.jp/portals/0/data/kurabuikusei/doc/club_ikusei_plan2013.pdf>